

令和5年度第1回
太田市国民健康保険運営協議会

令和5年8月30日（水） 午後2時
太田市役所 議会棟4階 常任委員会室

(1) 令和4年度国民健康保険特別会計決算見込について

■令和4年度太田市国民健康保険特別会計決算（見込）

●歳入

(単位:円)

科目	3年度	4年度 (見込額)	増減額	前年度比 (%)	
国民健康保険税	4,618,714,124	4,479,552,231	▲ 139,161,893	▲ 3.0	
国庫支出金	12,061,000	338,000	▲ 11,723,000	▲ 97.2	
県支出金	14,430,369,324	14,330,373,695	▲ 99,995,629	▲ 0.7	
財産収入	3,015	8,908	5,893	195.5	
繰入金	一般会計繰入金	1,439,868,494	1,441,539,053	1,670,559	0.1
	基金繰入金	0	0	0	-
繰越金	206,151,094	299,581,020	93,429,926	45.3	
諸収入	144,067,437	150,457,299	6,389,862	4.4	
合計	20,851,234,488	20,701,850,206	▲ 149,384,282	▲ 0.7	

●歳出

(単位:円)

科目	3年度	4年度 (見込額)	増減額	前年度比 (%)	
総務費	105,237,974	103,810,975	▲ 1,426,999	▲ 1.4	
保険給付費	療養諸費	12,284,847,975	12,204,139,792	▲ 80,708,183	▲ 0.7
	高額療養費	1,785,103,689	1,786,273,955	1,170,266	0.1
	移送費	0	0	0	-
	出産育児諸費	67,591,403	63,816,647	▲ 3,774,756	▲ 5.6
	葬祭諸費	13,450,000	16,000,000	2,550,000	19.0
	傷病手当金	2,941,629	3,870,756	929,127	31.6
国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分	3,729,981,955	3,894,153,813	164,171,858	4.4
	後期高齢者支援金等分	1,450,860,003	1,388,628,177	▲ 62,231,826	▲ 4.3
	介護納付金分	476,805,087	486,777,374	9,972,287	2.1
共同事業拠出金	327	311	▲ 16	▲ 4.9	
保健事業費	173,445,145	170,973,257	▲ 2,471,888	▲ 1.4	
基金積立金	3,015	8,908	5,893	195.5	
諸支出金	61,385,266	82,313,842	20,928,576	34.1	
合計	20,151,653,468	20,200,767,807	49,114,339	0.2	

収支差引	699,581,020	501,082,399	▲ 198,498,621	▲ 28.4
------	-------------	-------------	---------------	--------

(参考)

基金繰入額	400,000,000	350,000,000	▲ 50,000,000	▲ 12.5
繰入後の基金残高	628,974,675	978,983,583	350,008,908	55.6

(2) 令和5年度国民健康保険特別会計予算について

■令和5年度太田市国民健康保険特別会計当初予算

●歳入

(単位:円)

科目		4年度 決算見込額	5年度 当初予算額	増減額	前年度比 (%)
国民健康保険税		4,479,552,231	4,205,314,000	▲ 274,238,231	▲ 6.1
国庫支出金		338,000	1,000	▲ 337,000	▲ 99.7
県支出金		14,330,373,695	14,573,648,000	243,274,305	1.7
財産収入		8,908	7,000	▲ 1,908	▲ 21.4
繰入金	一般会計繰入金	1,441,539,053	1,482,121,000	40,581,947	2.8
	基金繰入金	0	67,432,000	67,432,000	皆増
繰越金		299,581,020	1,000	▲ 299,580,020	▲ 100.0
諸収入		150,457,299	48,462,000	▲ 101,995,299	▲ 67.8
合計		20,701,850,206	20,376,986,000	▲ 324,864,206	▲ 1.6

●歳出

(単位:円)

科目		4年度 決算見込額	5年度 当初予算額	増減額	前年度比 (%)
総務費		103,810,975	114,763,000	10,952,025	10.5
保険給付費	療養諸費	12,204,139,792	12,294,166,000	90,026,208	0.7
	高額療養費	1,786,273,955	1,861,000,000	74,726,045	4.2
	移送費	0	400,000	400,000	皆増
	出産育児諸費	63,816,647	84,042,000	20,225,353	31.7
	葬祭諸費	16,000,000	17,500,000	1,500,000	9.4
	傷病手当金	3,870,756	3,323,000	▲ 547,756	▲ 14.2
国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分	3,894,153,813	3,840,858,000	▲ 53,295,813	▲ 1.4
	後期高齢者支援金等分	1,388,628,177	1,400,945,000	12,316,823	0.9
	介護納付金分	486,777,374	472,866,000	▲ 13,911,374	▲ 2.9
共同事業拠出金		311	10,000	9,689	3,115.4
財政安定化基金拠出金		0	1,000	1,000	皆増
保健事業費		170,973,257	204,818,000	33,844,743	19.8
基金積立金		8,908	9,000	92	1.0
公債費		0	501,000	501,000	皆増
諸支出金		82,313,842	31,784,000	▲ 50,529,842	▲ 61.4
予備費		0	50,000,000	50,000,000	皆増
合計		20,200,767,807	20,376,986,000	176,218,193	0.9

【参考1】 国民健康保険財政の仕組み

平成30年度の国保改革により、財政運営の都道府県単位化が行われ、財政の仕組みの概要は以下のようになっています。

①医療費（医療機関歳入）

保険給付費 (市町村)	一部負担金 (被保険者)
----------------	-----------------



②保険給付費（市町村歳出）

県交付金 (県)



③県交付金（県歳出）

事業費納付金 (市町村)	公費 (国・県)	前期高齢者交付金 (社保)
-----------------	-------------	------------------



④事業費納付金（市町村歳出）

保険税 (被保険者)	※
---------------	---

※一般会計繰入金（国・県・市町村）

低所得者数に応じた一定割合と、低所得者保険料減額分を公費で支援する制度があり、国や県からの補助金を一般会計で受け入れるので、市町村拠出分と併せて国保特会には繰入金として入ります。

⇒医療費の増加は、翌年の事業費納付金を増加させる方向に働きます（直近1年間の診療費実績及び伸び率を用いて推計するため）。納付金が増額になると、保険税を多く集める必要があるため、収納率を上げることと、税率を上げることになります。

【参考2】国保の状況について

1 被保険者数の推移について

単位：人・世帯・%

項目		令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年7月末
太田市全体	人口	224,497	224,001	222,562	222,196	222,396
	世帯数	97,912	98,919	98,918	100,269	100,809
国保加入者	一般被保険者数	48,332	47,030	45,163	42,343	42,163
	うち未就学児	1,473	1,380	1,294	1,230	1,089
	うち前期高齢者	21,305	21,106	20,283	18,723	18,485
	うち70歳以上	11,398	12,034	11,799	10,934	10,692
	退職被保険者数	1	0	0	0	0
	被保険者数計	48,333	47,030	45,163	42,343	42,163
	国保加入世帯数	30,028	29,564	28,807	27,434	27,373
国保加入率	被保険者	21.5	21.0	20.3	19.1	19.0
	世帯	30.7	29.9	29.1	27.4	27.2

2 決算状況について

単位：円

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込)
歳入	歳入決算額	21,367,425,281	21,152,199,509	20,779,657,772	20,851,234,488	20,701,850,206
	うち国保税	4,906,481,257	4,851,310,797	4,718,911,240	4,618,714,124	4,479,552,231
	うち県支出金	14,817,916,211	14,659,782,969	14,093,185,186	14,430,369,324	14,330,373,695
	うち他会計繰入金	1,445,530,593	1,497,211,059	1,470,211,278	1,439,868,494	1,441,539,053
	うち基金繰入金	0	0	90,000,000	0	0
歳出	歳出決算額	21,275,409,826	20,936,343,678	20,353,506,678	20,151,653,468	20,200,767,807
	うち事業費納付金	6,105,761,512	6,209,778,006	6,152,876,110	5,657,647,045	5,769,559,364
	うち療養給付費等	14,379,984,578	14,223,452,294	13,728,999,049	14,027,793,080	13,949,614,716
歳入歳出 差引残額	残額	92,015,455	215,855,831	426,151,094	699,581,020	501,082,399
	うち基金繰入額	92,000,000	0	220,000,000	400,000,000	350,000,000
	うち翌年度繰越額	15,455	215,855,831	206,151,094	299,581,020	151,082,399
基金	基金取崩額	0	0	90,000,000	0	0
	繰入後の基金残高	98,959,653	98,970,055	228,971,660	628,974,675	978,983,583

※療養給付費等＝療養給付費+療養費+高額療養費+高額介護合算療養費

3 税率について

単位：%・円

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療分	所得割(%)	7.0				
	均等割(円)	25,000				
	平等割(円)	23,000				
後期高齢者 支援金等分	所得割(%)	2.6				
	均等割(円)	10,600				
	平等割(円)	7,700				
介護分	所得割(%)	2.1				
	均等割(円)	11,400				
	平等割(円)	5,400				
課税限度額	医療分(円)	610,000	630,000		650,000	
	支援金等分(円)	190,000			200,000	220,000
	介護分(円)	160,000	170,000			
	合計(円)	960,000	990,000		1,020,000	1,040,000
収納率	現年分(%)	87.19	87.18	88.99	89.42	-
	滞繰分(%)	16.80	21.11	21.07	22.95	-

(3) 直近の制度改正について

① 出産育児一時金の増額（令和5年3月17日条例改正、令和5年4月1日施行）

令和5年4月1日以降に分娩した国民健康保険被保険者に対する出産育児一時金の支給金額が、40万8千円から48万8千円に増額されました。これに伴い、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る支給額は、42万円から50万円になりました。

※産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の児と家族に、1件当たり3,000万円の補償金を支払う仕組みです。掛け金（保険料）は分娩機関が支払いますが、その負担分は分娩費に含まれて本人に請求されます。その掛け金相当額を出産育児一時金に含めて支給することにより、最終的に医療保険の保険者が掛け金（保険料）を負担していることとなります。

② 国民健康保険税関係の改正（令和5年3月31日条例改正、令和5年4月1日施行）

・ 課税限度額の増額について

高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の増嵩が見込まれるため、後期高齢者支援金等分の課税限度額が、20万円から22万円に引き上げられました。これにより、国保税合計の課税限度額は、102万円から104万円となっています。

・ 国民健康保険税軽減措置の判定基準変更について

国民健康保険税には、一定の所得以下の世帯が対象となる税の軽減措置があります。物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、その判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を「5割軽減の対象となる世帯の場合は、28.5万円から29万円に5千円引き上げ」「2割軽減の対象となる世帯の場合は、52万円から53.5万円に1万5千円引き上げ」られました。

※5割軽減・2割軽減の判定基準は、

43万円 + (給与・年金所得者の数 - 1) × 10万円 + 被保険者数に乗ずる金額 × 被保険者数

となっています。世帯主及び世帯内被保険者の総所得等の合計額が、この基準を下回った場合に軽減が適用となりますが、被保険者数に乗ずる金額を引き上げると判定基準も引きあがることになるため、物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で対象世帯の範囲が縮小しないよう対応していることとなります。

(4) 今後の制度改正見込について

①産前産後国民健康保険税免除制度の創設（令和5年12月議会で条例改正予定）

出産する女性の所得割と均等割を免除する制度が、令和6年1月から始まります。政令案では、国保世帯に出産予定の被保険者または出産した被保険者がいる場合、単胎妊娠の場合は出産予定月の前月から4カ月間、多胎妊娠の場合は出産予定月の3カ月前から6カ月間、その被保険者のそれぞれ所得割と均等割を免除する、となっています。対象者1人当たりの免除額は、平均約2万7千円と見込まれています。

免除制度の財源には公費が充てられ、国1/2 県1/4 市1/4の割合で負担することになり、地方負担分には地方交付税措置が行われます。

②マイナンバーカードと保険証の一体化関係（令和6年3月議会で条例改正予定）

令和6年秋以降の保険診療はマイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とされるため、現行の健康保険証の新規発行が同時期に停止されます。またこの時点で発行済みの保険証は、保険証が廃止された後も1年間は有効（先に有効期間が到来する場合はその有効期間まで）とみなす経過措置が設けられます。またマイナンバーカードの紛失や未取得などの理由により、同カードでオンライン資格確認を受けることができない場合は、申請に基づき保険者が資格確認書を交付することになる見込みです。

また、マイナ保険証には保険証の有効期間の概念がないため、国保税滞納者との接触の機会を確保するために発行されている「短期被保険者証・資格証明書」が廃止となり、資格証明書の交付に代えて「特別療養費の支給に変更する旨の事前通知」を送付する仕組みとなります。

③福祉医療制度に伴う国庫負担金減額調整措置（いわゆる福祉ペナルティ）の一部廃止

地方自治体を実施しているこども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置が廃止される見込みになりました。この減額措置は、医療費の一部負担金を補助する地方単独事業を実施すると、患者負担が軽くなることから医療費が増嵩するとされ、この医療費の「波及増分」を対象に、国庫の公平な配分という観点から減額調整されてきました。

廃止の開始時期は令和6年度以降と見込まれています。